

令和2年度
定期監査報告書

総合政策部（病院改革推進課を除く）

企画財政課
政策創造課
秘書課
広報広聴課
参画協働課

川西市監査委員

令和3年7月30日

川西市長
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 黒田 美智

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

令和2年度 総合政策部（病院改革推進課を除く）
企画財政課
政策創造課
秘書課
広報広聴課
参画協働課

定期監査報告書

1 監査の基準

川西市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から 3 年 1 月 31 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

総合政策部（病院改革推進課を除く）

企画財政課、政策創造課、秘書課、広報広聴課、参画協働課

4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、令和 2 年度（3 年 1 月 31 日現在）の財務に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和 3 年 3 月 23 日から同年 6 月 22 日まで

6 監査の結果

上記 1 から 5 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられるとともに、前回の定期監査で指摘した事項についても、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- (1) 文中の金額 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- (2) 文中・表中の比率 表示単位未満の端数は、四捨五入

《 企画財政課（行財政改革担当） 》

1 事業再検証について

事業再検証については、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するには、これまで以上に行財政改革を進める必要があるため、令和元年度から3年間を財政健全化の集中期間として、全事業の再検証を行っている。

元年度は、全374事業のうち95事業について、外部有識者で構成する市行財政改革審議会からの検証評価の答申に基づき、市民や市議会からの意見を踏まえ、事業の方向性を定め、2年度予算へ反映させている。また、2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を優先することとし、事業再検証は見送ったため、3年度については、2年度に見送った事業と3年度に実施予定であった事業を合わせて、同審議会において検証を行い、その後、市が見直しを決定する予定である。

予算執行の透明性の向上、適正な予算執行の確保を行ったうえで財政健全化を図るため、この事業再検証を一過性に終わらせず、各所属で自主的に事業のあり方や改善点を考え、事業の質の向上を目指して、事業を改善していく職場風土を醸成するように継続的な事業検証を推進されたい。

2 使用料、手数料及び負担金、補助金制度等の算定、見直しについて

(1) 使用料、手数料及び負担金等について

市の使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しについては、当時の企画財政部の通知として、公の施設の利用者負担の導入に伴い考え方を整理したが、統一された基準で運用していなかったため、当市の類似施設の算定方法や近隣市町との比較等を参考にして、施設ごとに料金設定を行っている。また、物価変動や消費税率改定等の社会経済情勢が変化する中においても、定期的な見直しを行うことなく長年据え置いた状態となっている。

こうした背景を踏まえ、令和2年度に市行財政改革審議会からの答申を受け、受益と負担の均衡、経済情勢を考慮し適正な料金への見直しを行うにあたり、料金の算定方法についての基本的な考え方や方針を整理し、統一的な基準が策定されている。

使用料、手数料及び負担金等は、市財政健全化条例により、市民に分かりやすく公表し、情報を共有するとともに、規律ある財政運営に資するため、随時見直しを行い、公平、公正、及び透明性のある制度となるように留意されたい。

(2) 補助金制度等について

補助金制度等の見直しについては、令和元年度の市行財政改革審議会により、全体的な効果検証が必要で、目的や効果を含めた補助金のあり方を抜本的に見直しが必要であるとの答申を受けて、関係団体等との協議や調整を行うと同時に、補助金等の見直しに関する方針の策定に取り組んでいる。

この見直しの主な内容は、団体等の維持や存続のためではなく、団体等が行う具体的な取組みに対する補助へ移行し、団体運営補助は原則廃止する。また、補助金と同様の性格を有する市税の減免、団体事務局事務、施設利用における使用料の減免・優先利用、土地・建物の無償貸付等の見直しが検討されている。

補助金制度等は、その目的に合っているかの効果の検証を行うとともに、定期的に見直しができる仕組みづくりを構築されたい。

《 企画財政課（行財政改革担当以外） 》

1 市財政健全化条例について

(1) 財政判断指標について

令和2年4月から施行された市財政健全化条例（以下「条例」という。）は、財政運営の基本原則を定めることにより、市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うことを目的に策定されたものであり、①計画的な財政運営、②規律ある財政運営、及び③透明な財政運営から成る3つの基本理念を掲げている。

これらの基本理念の実効性を確保するために、条例第11条では財政判断指標として基金確保比率（財政基金及び減債基金の合計額における標準財政規模【注】に占める割合。）及び実質公債費比率（実質的な公債費が標準財政規模に占める割合で、地方財政法に規定されている。）を規定し、これらの比率について健全基準値（財政状況の健全性を確保するための基準値。）及び目標値を設定することとしている。

基金確保比率については条例第12条で健全基準値を5%以上、中期財政運営プラン（条例第3条に規定する財政運営計画。）で目標値を10%以上としている。実質公債費比率については条例第12条で健全基準値を15%以下、中期財政運営プランで目標値を10%以下としている。

元年度の市決算書等に基づいて基金確保比率を算定すると14.2%であり、目標を達成しているものの、減債基金の元年度末残高（30億6,044万円）においては特定の市債償還のための積立額（24億7,635万円）が大きな割合を占めており、十分な基金が確保されているとは言い難い状況のため、引き続き健全な財政運営が可能となるように基金の確保に努められたい。

また、実質公債費比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づいて算出され、18%以上になると地方債許可団体に移行する。元年度における市の実質公債費比率（平成29年度から令和元年度の3か年平均で算出する。）は10.0%であり、目標を達成しているものの、表1のとおり近隣自治体と比較しても高い水準にあるので、今後も当該比率の抑制に努められたい。

【注】 標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

(2) 市債残高と将来負担比率について

令和元年度末における市一般・特別会計の地方債未償還残高は表2のとおり730億4,881万円となっている。当該未償還残高のように市が将来負担する負債は、単年度主義で作成される市決算書では表示されないため、決算成果報告書で記載されている。

中期財政運営プランにおいては、このような将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率（将来負担比率）について、目標値を95%以下としている。

将来負担比率も実質公債費比率と同様、財政健全化法に基づいて算出され、元年度における市の将来負担比率は107.9%となっている。

将来負担比率を抑制するためには市債残高を減らしていくことが必要であり、そのために中期財政運営プランでは、大規模事業以外の交付税措置がない市債発行額を年10億円までとすることで市債残高の抑制に努めているものの、実質公債費比率と同様近隣自治体と比較しても高い水準にあるので、早期の目標値達成はもちろんのことであるが、必要な施設更新も行いながら、比率抑制に向けて更なる方策について検討されたい。

表1 令和元年度における阪神7市の健全化判断比率について

(単位：%)

| | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----|---------|--------|
| 川西市 | 10.0 | 107.9 |
| 尼崎市 | 12.1 | 67.6 |
| 芦屋市 | 11.0 | 85.5 |
| 三田市 | 6.4 | - |
| 伊丹市 | 5.9 | - |
| 宝塚市 | 3.6 | 22.6 |
| 西宮市 | 3.3 | 6.3 |

表2 市債の年度末現在高の推移について

(単位:万円)

| 区 分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一 般 会 計 | 4,988,505 | 5,057,901 | 5,473,937 | 5,868,323 | 6,055,101 |
| 特 別 会 計 | 1,171,934 | 1,244,336 | 1,413,860 | 1,335,213 | 1,249,781 |
| 合 計 | 6,160,439 | 6,302,238 | 6,887,797 | 7,203,536 | 7,304,881 |

2 定数管理計画について

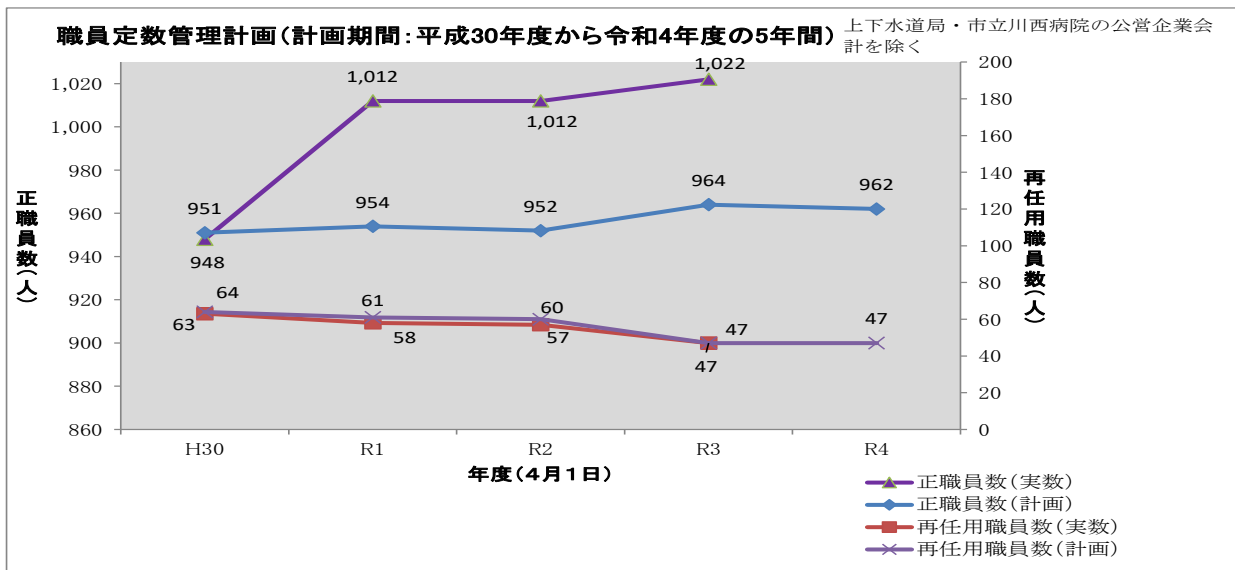
定数管理計画（平成30年度から令和4年度の5年間。以下「計画」という。）は、後期基本計画における行財政改革実行計画の一部であり、社会情勢の変化による新たな行政課題に即応し、職員数の適正化を図ることを目的としている。

計画に基づく職員数の目標値と実配置人数（上下水道局及び市立川西病院の職員を除く。）については次頁の図のとおりとなっており、元年度以降、計画人数と実配置人数との間に60人程度の差が生じている。

これは主に元年4月から市立川西病院の管理運営主体が市から指定管理者へ移行し、市立川西病院の職員の一部が異動したことによるものであり、増加した職員は新たな事業等に対応するため配置されている。

また、2年4月から会計年度任用職員制度が導入されている。会計年度任用職員は計画には含まれていないが、市の業務を適切に執行するためには不可欠の存在となっているので、計画を検討する際には当該制度の運用状況を把握し、考慮する必要がある。

上記のように計画策定時から大きく状況に変化が生じているなかでは、現在生じている計画との差について整理し、制度の変更や業務量の変化に応じて適正な配置が可能となるように計画を随時見直すことも検討されたい。



3 財政援助団体に対する貸付金について

(1) 株式会社パルティ川西への貸付について

市は株式会社パルティ川西に対し、総額 12 億 1,940 万円の貸付けを行っている。このうち、平成 21 年 3 月から貸付けを行っている 7 億 8,800 万円については令和 10 年度末まで毎年 2,500 万円以上償還し、11 年 3 月における貸付残額の取扱いは株式会社パルティ川西の資産価値と比較検討して見直しを行うという償還条件となっている。また、平成 13 年 3 月から貸付けを行っている 3 億 9,500 万円及び 14 年 3 月から貸付けを行っている 3,640 万円については令和 10 年度末まで償還を猶予し、それ以降の取扱いについては 10 年度に双方協議するという償還条件となっている。

このような条件のもと、元年度末の貸付残高は、貸付金額 7 億 8,800 万円についてはこれまで 2 億 5,772 万円が返還され 5 億 3,027 万円となっている。また、貸付金額 3 億 9,500 万円及び 3,640 万円については全額未償還のままである。

(2) 川西都市開発株式会社への貸付について

市は川西都市開発株式会社に対し、令和 6 年度末まで償還を猶予し、14 年度末までに償還する条件で 5 億円の貸付けを無利息で行っている。

近年、川西都市開発株式会社の経営状況の好転により、当該市貸付金については金融機関から借換えることができる見込みのもと、2 年度の市予算においては当該貸付金の全額を返還金として計上したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって川西都市開発株式会社の業績が当初の計画よりも悪化したことから市への返還は見送られることとなった。

市出資法人等の経営への関与を定める条例の第 4 条において、「市長は、出資法人等に対し、経営計画や財務運営を調査し、必要な助言又は指導を行うものとする。」と規定されている。

課では、株式会社パルティ川西及び川西都市開発株式会社の経営状況を定期的に確認等し、適宜相談に応じる等しているが、期限までに計画的に貸付金の返還が確実に行われるように当該規定に則ったより実効性のある助言・指導を行うことが望まれる。

《 政策創造課 》

1 総合計画策定・総合戦略管理について

(1) 総合計画について

第5次総合計画については、平成25年度から29年度までの前期基本計画と、30年度から令和4年度までの後期基本計画を策定しており、基本計画に基づく実施計画を毎年度見直しながら基本計画を推進している。また、基本計画の施策と予算・決算の事業とは結び付いているため、決算成果報告書で基本計画の進捗を確認している。

第5次総合計画は、1年延長することになっているが、基本計画の達成に向けて、進行管理においては、効率性、有効性を確認し、市民サービスの維持・向上するために取組まれない。

6年度からの第6次総合計画の策定については、市民との情報共有や対話を重ねながら進められようとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響で対面の会議が困難であることから、市民等の意見を十分に反映することができないことが想定されている。

同総合計画の策定を開始するにあたり、計画期間やスケジュール等について方向性を慎重に検討して進められたい。

(2) 総合戦略について

第2次川西市総合戦略については、市を取り巻く現状や課題、市民会議からの提案やタウンミーティングにおける意見等を踏まえて、「誰もが何気ない日常に幸せを感じるまちづくり」の実現に向けて、令和2年度からの3年間で重点的な施策に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った事業があるため、財源の見通しが不透明な中でも、優先的、重点的に推進すべき施策を確実に推進するため、施策の優先順位をより一層明確にされたい。

2 民間企業との連携業務委託について

民間企業との連携については、官民連携による課題解決事業「Urban Innovation Japan」のスキームを活用し、柔軟な発想や優れた技術を持つ民間企業・スタートアップと行政職員が協働で課題解決をめざすために取組まれている。

令和2年度は、教育保育職員課と住宅政策課の2課題（①保育士の勤怠管理、給与支払をデジタル化し、事務作業を大幅に減らしたい。②官民連携で空き家のデータベースを構築・活用し、今までにない空き家の流通基盤をつくりたい。）について、民間企業と協働で実証実験を実施している。

この業務委託契約において、地方自治法施行令第163条第2号及び市財務規則第61条第2号で定めるところの前払金について、契約書にて前払ができることを定めているため、請求に応じて前払を実施している。業務履行前に前払として支払うことは例外的な取扱いであることから、前払によりその契約又は債務が効果的に履行されるような場合に限り実施するよう配慮する必要がある。

また、市契約規則第33条の4では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨を定めているが、課が締結する随意契約の中で予定価格が定められていない事例が見受けられた。予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要なものである。

したがって、前払を行う場合には、前払の必要性について判断や、算出根拠等を決裁文書に

明文化し、これに即した検討を加えたうえで実施されたい。また、同規則に基づき、随意契約である場合も予定価格を定めて規則の順守を徹底されたい。

3 ふるさとづくり寄附金について

ふるさとづくり寄附金については、実績としては、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、高齢者や障がい者(児)福祉施設において、最前線で働く方々を支援する目的で、令和2年5月から約3か月間ガバメントクラウドファンディングの実施や、全国的に寄附に対する市民意識の高まり等があったため、件数、金額ともに増加している。

今後も、市の特徴や資源を知ってもらえるような記念品を応援事業者と連携を図りながら検討するとともに、市外の方だけでなく市民も含めて市の情報や魅力を広めることにつながるように、寄附金受領証明書、お礼状を送付するだけでなく、合わせて市広報誌等を同封するような情報発信の手法も検討されたい。

《 秘書課 》

1 「市長への提案」業務について

市民からの「市長への提案」について、回答を要するものは受付した翌日から起算し、10 開庁日以内に回答できるようにしている。回答を要しないものは、担当所管に情報提供するとともに市長へ報告を行っている。

令和 2 年度から当該業務を所管することになったことにより、市長への連絡報告、担当所管との調整等がより迅速に行うことができている。

元年度より業務が増えているが、2 年度については新型コロナウイルスの影響によるイベントの縮小や中止が相次ぎ、市長や副市長の随行業務が大幅に減ったことから、業務は円滑に遂行できている。

しかし担当課ではコロナ禍が終息し、随行業務量が従前に戻った場合には、市長への提案に伴う調整業務等を円滑に行うために超過勤務が発生する等、職員の負担増を危惧している。

今後、適正な人事配置や随行業務の手法の見直し等を含めた事務改善により、職場環境を整え円滑な業務遂行に努められたい。

2 会計年度任用職員の報酬及び通勤費の事務処理誤りについて

給与・報酬支給事務における 4 月分(5 月支給分) の給与・報酬計算表を作成し職員課へ報告する際に、予算費目・事業名を誤って記載したことから、職員課の予算から当該報酬及び通勤費(以下「報酬等」という。)が支給されている。また、医療助成・年金課において同時期に同様の誤りをしていたことから秘書課予算からその報酬等が支給されている。

職員課への報告後に、課で誤りに気づき口頭で修正依頼していたもののその後の確認はしていない。大切な内容等他課への依頼はメール等文書で行う方が望ましいとともに、報酬等に問わず予算差引簿等により定期的に執行状況の確認を行うことが、誤りの早期発見だけでなく、より計画的・効果的に予算執行するための基本となる。

その後 11 月に誤りが判明し、11 月分(12 月支給分)の報酬等の支給の際に、4 月分(5 月支給分)の誤りを 3 課の事業間で相殺する会計処理を行っている。

相殺処理を行うと正しい執行状況がわからなくなり適正な会計処理とは言えないため、誤りを発見した時点において更正処理を行う必要がある。相殺処理はそれ以外に方法がない等、例外的措置であり、事務処理を行う際は、本来行うべき処理や事後の影響等を念頭に置き慎重に行うよう努められたい。

また、これは令和 2 年度より会計年度任用職員制度へ移行したことに伴い報酬等の支給事務について、予算執行管理と支出命令処理を複数課が行う処理方法へ変更となり、予算の執行管理に対する意識が薄れていることが、今回の要因の一つであると考えられる。

制度変更等により事務処理が変わる場合は、平常時よりもリスクが高くなることは予想に難くないため、変化するときこそ細心の注意を払い、想像力を働かせてリスク管理を強化されたい。

《 広報広聴課 》

1 市広報板について

近年、広範囲に即時性を持って情報を発信できる電子媒体による広報の需要が高まっており、市の広報活動においても市ホームページや SNS を利用した広報に取り組んでいるところである。現在、市内 148 か所に設置されている広報板については毎年全件の点検と予算の範囲内での修繕を行うことで管理をしているが、こうした情報媒体の主流の移行に伴い、広報板の需要の低下が予想される。

しかしながら、令和 2 年度に実施した市広報に係るアンケート調査の結果によるとチラシ類・ポスターから情報を得ている人は 11.5% で、2 年度の広報板使用申請件数も 265 件だったことから、現段階では広報板について一定の需要があるといえる。

また、広報板は電子媒体に馴染みが薄い方々にとっての重要な情報源であるだけでなく、電子媒体での広報とは異なったアプローチが可能である。

市広報板の今後の取扱いについては、さらに有効な取扱いを図られたい。

2 非常時における市の情報発信について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大に伴い、正確な情報を迅速に提供することが今まで以上に求められている。課では月 1 回の市広報誌発行に加え、感染症に関する緊急性の高い情報については臨時号を発行（令和 2 年度は 4 回発行）し、全戸配布することで広く周知を行っている。また、市ホームページで感染症に特化したページ作成の実施や、感染症に係る支援等の重要なお知らせについて、SNS を利用して情報を発信している。

こういった取組みを実施する中で、情報弱者にとっては最新の情報を得る機会が少なくなってしまうことが課題として挙げられる。現在他課と連携し、高齢者へのスマートフォン利用等の啓発にも取り組んでいるが、非常時においては各媒体のメリットを生かし、すべての市民に「伝える」「伝わる」広報の実践に取り組まれない。

また、市広報に係るアンケート調査でロコミから情報を得ている人が半数近くいることから、一方的な情報発信のみならず、その情報を市職員や市民が拡散することも効果的な広報である。そのため、市職員からも市の情報を発信できるような仕組みを検討し、研修を実施する等、職員の意識啓発にも努められたい。

3 デジタルサイネージの導入について

新型コロナウイルス感染症関連情報をタイムリーに発信するツールとして、デジタルサイネージ（電子看板）を川西能勢口駅とアステ川西とを繋ぐ連絡通路 2 階（屋根のある通路部分）に設置することになり、設置に係る費用は全額新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用することとしている。

デジタルサイネージは、クラウドシステムを利用することで最新の情報を迅速に発信することができ、多くの人々が視認できることから、非常時の情報発信において有用な効果が期待される。また、平時は市政情報やイベント情報を配信し、人々の目に自然と入ることで市民への情報発信の新たな機会の獲得にも繋がることが予想される。こうした受動広告としてのデジタルサイネージの利点を生かし、効果的な広報活動の方法を検討されたい。

また、維持管理費用についても民間広告を掲載する等、歳入確保を検討し、長期的な視点に立った管理運用を図られたい。

4 委託業務にかかる契約事務について

下表に記載の業務委託契約において、受託者に対し業務委託着手届や業務計画書（又は工程表）の提出を契約書で規定しているが、当該書類の確認が出来なかった。これはそれぞれの契約内容の精査が十分に出来ておらず、画一的な契約事務を行っていたことや、履行状況の確認が不十分であったことが原因である。

契約書に明記されている事務の不備は契約不履行と判断される可能性もあるため、実際の業務内容と契約内容とを精査した上で履行確認の徹底を行い、契約書を順守した適正な事務処理を行うよう改善を図られたい。

また、市契約規則第33条の4では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨を規定しているが、課が締結する随意契約の中で予定価格が定められていない事例が見受けられた。予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要なものである。

したがって、同規則に基づき、随意契約である場合も予定価格を定めて、規則の順守を徹底されたい。

| 細事業名 | 件名 | 契約金額 |
|----------|----------------------------------|-------------------------|
| 魅力創造事業 | 川西市シティプロモーション専用ウェブサイト及びデザイン等委託業務 | 5,377,680円 |
| 広報誌発行事業 | 「広報かわにしmilife(みらいふ)」印刷製本業務 | 単価契約 |
| | 「広報かわにしmilife(みらいふ)」宅配業務 | 単価契約 |
| 情報提供推進事業 | 市広報用動画作成業務 | 単価契約 |
| | 市ホームページCMS運用業務委託 | 16,935,120円 (長期継続契約) |
| 広聴事業 | 市AIチャットボットシステム運用業務委託 | 792,000円 |

《 参画協働課 》

1 地域づくり一括交付金について

地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）は、市地域分権の推進に関する条例等に基づき、コミュニティ組織（以下「コミュニティ」という。）が作成した「地域別計画」をもとに自主的・主体的に取り組む地域活動に対する財政的支援を目的として交付されるものである。交付金額は、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、各算出割（均等割額・人口割額・未来割額・長寿割額）等で求めた額を交付している。

交付金の特徴としては、要綱に基づき、交付金の残額を次年度に繰り越すことができ（事業計画書及び収支予算書に基づく活動について、特別の事情もなく当該活動を縮小し、又は実施しなかったときや、市長が交付金を繰り越すことが明らかに不適切であると認めるときを除く。）、また、後年度における事業実施の財源を計画的に確保する場合は、5年を限度とし基金を設置することができることになっている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各コミュニティとも予定していた多くの事業を中止しており、交付金の取扱いについては、代替事業の実施のほか、翌年度への繰越し又は市への返還の対応を各コミュニティで検討され、6コミュニティが繰越し、3コミュニティが返還となっている。また、基金については、1コミュニティが4年度の事業に活用するため積立てている。

交付条件に適合した事業や交付対象経費に充てられているのかを確認するため、課では、職員による支出の執行状況等の確認を、14のコミュニティのうち年間4コミュニティを目標に実施しており、2年度は4コミュニティの実績があり、必要に応じ助言等を行っている。

引き続き、条例等に基づいた適正な交付を行うため、繰越し事業や基金を含めた、会計の確認及び助言等を行われたい。

2 地域活性化に向けた取組みについて

自治会は、主に、防犯・防災活動、安心・安全な地域づくりをめざす活動、レクリエーション活動等を行うほか、生活環境等市行政と連携し、保全や改善等を図っている地域づくりの要となる組織であるが、任意の団体であるため、加入が義務付けられていない。

一方、コミュニティは、各コミュニティ区域の住民、区域で事業を行う個人・法人及び区域で活動する団体等が対象となっている。また、コミュニティは、概ね小学校区をエリアとしてエリア内の各自治会を中心に地区福祉委員会やPTA等の各種団体が連携し、自治会と各種団体の連携体制を構築するシステムとして、自治会とは異なった意義を持っている。

コミュニティ活動としては「ふれあいの場づくり」や体育・文化・環境・福祉・安全等の主な地域活動を推進するほか、各種の「啓発活動」に取り組んでいる。

近年、自治会やコミュニティにおいて、役員等への負担感や高齢化、定年の延長、共働き世帯の増加、価値観の多様化等の理由で、地域で活動する担い手が減少傾向にあり、また、若い世代が積極的に参画しているとは言えない状況になっている。

また、次頁の5か年における自治会加入率の表を見ると、年々低下している状況となっている。

自治会加入率

| H28.4.1 | H29.4.1 | H30.4.1 | H31.4.1 | R2.4.1 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 57.3% | 56.1% | 54.9% | 53.5% | 52.0% |

市では、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、市参画と協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設けており、推進会議において、地域の担い手確保について検討の結果、令和2年度末に提言が出され、地域に興味を持ってもらい、活動に一步踏み出してもらうための取組み（「トリカワカード」、「待ッティングカード」）を3年度以降に実施することとしている。

安心・安全な住みよいまちづくりのためにも、犯罪に対する目配りや、災害等非常時にも対応する最も身近なよりどころとして、地域の人とのつながりを基盤とする自治会やコミュニティの役割は益々重要であることから、自治会やコミュニティの役割について市民等に理解してもらえるように努めるとともに、引き続き、若い世代へのアプローチを含めた自治会・コミュニティ活動に参加しやすい仕組みづくりの構築等、地域の担い手不足の確保について検討を加えられたい。

3 補助金等に係る事務について

市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第14条第1項では、「補助事業等が完了したとき(中略)は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(中略)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定し、同条第2項（以下「2項」という。）では、「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の報告の期限を延長することができる。」と規定している。

また、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第13条では、「事業年度が終了したときは、速やかに地域づくり一括交付金実績報告書（中略）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定している。

令和元年度、2年度の実績報告書を抽出確認したところ、下記のとおり事業完了日から20日以内に提出がされていない事例が見受けられ、2項の「やむを得ない理由があると認めるとき」の適用の有無について、決裁文書等において明確になっていなかった。

2項に適用となる場合を整理し、適用の場合は決裁文書等で明確にするとともに、適用しない場合については期限内に提出するように交付団体に指導する等、規則等との整合性を図られたい。

抽出事例

〈地域づくり一括交付金〉元年度分

14のコミュニティ（推進）協議会

実績報告書の日付 2年4月26日～5月22日

事業完了年月日 2年3月末

4 指定管理における年次計画書の提出について

市コミュニティセンター（牧の台会館、多田東会館、満願寺ふれあい会館、加茂ふれあい会

館)の管理に関する基本協定書第22条では、「乙(指定管理者)は毎年度甲(市)が指定する期日までに年次事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。」と規定されている。

しかし、令和2年度分の当該計画書について、指定管理者から提出されておらず課も確認していなかったため、基本協定書に則った適正な事務手続きを行うよう留意されたい。

《 総合政策部共通事項 》

1 委員報酬・報償費等における金額の根拠について

各課における委員報酬等の根拠を抽出確認したところ、金額の根拠を記載した決裁文書等がない事例が見受けられたため、説明責任及び透明性の確保のためにも、金額の妥当性を検証し決裁文書等により根拠を明確にされたい。